

緑の風

MIDORI NO KAZE

E-mail ● tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp
URL ● <http://www.tamaken.org/>

3月号
vol.238

2020年2月29日

●編集
NPO法人
多摩住民自治研究所
日野市神明3-10-5
エスプリ日野103 〒191-0016
TEL : 042-586-7651
FAX : 042-514-8096



「一見の価値あり。昆虫たちが翔んでる迫力の標本箱」(@TAKAO 599 MUSEUM 八王子市高尾町) 撮影:編集部

- 【多摩の社会保障③】石川 満 (元日本福祉大学教授)
幼児教育・保育の無償化と市町村の財政・施策
- 【講演】神子島 健 (東京工科大学准教授)
トランプ大統領と「日米同盟」をどう考えるか?
- 【財政研究会レポート 第59回学習会】報告:後藤祥夫 (東大和市)
「受益者負担論に蹂躪される社会教育施設
——特に公民館について」

MIDORI NO KAZE
EVENTS

MIDORI NO KAZE

EVENTS

「**緑の風**」のイベント情報
MIDORI NO KAZE

「わたしたちの活動を知らせたい!」「参加者を集めたい!」
という会員のみなさん、イベント情報(7項目)をお送りください!

- ① イベント名
- ② 内容(誰のどういうお話? など150字以内)
- ③ 開催日・時間(受付・開始など)
- ④ 会場
- ⑤ 主催団体名
- ⑥ 参加費有無・後援・条件など詳細
- ⑦ 連絡先(電話番号[担当者名]・eメール)

E-mail ● tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp FAX ● 042-514-8096

三多摩の社会教育・ 公民館交流集会 「社会教育職員の 働き方を問う!

～会計年度任用職員制度をめぐって～

岡部秀樹さん(三多摩共同する会事務局)
による講演「会計年度任用職員制度とは?」
および各自治体の動向について参加者による
情報交換、交流を行います。

【開催日】2020年3月21日(土)13:30～16:30

【会場】国分寺労政会館(国分寺市南町3-22-10、
JR・西武国分寺駅南口より徒歩5分)

【主催】社会教育推進全国協議会三多摩支部

【参加費ほか】

無料(会場でのカンパにご協力ください)

【連絡先】090-8317-4237(支部事務局・松田)

第2回 リーダーズフォーラム (合同研究発表会)

日野社会教育センターのリーダーで活動する
学生や近隣の大学で学ぶ学生等による公開
研究発表会。特別報告として、都立日野
台高校2年生による「模擬国連」の発表も
予定。

【開催日】2020年3月15日(日)13:30～16:30

【会場】日野社会教育センター(日野市多摩平3-1-13、
JR豊田駅北口より徒歩10分)

【主催】(公財)社会教育協会附属 市民の社会教育
研究所

【参加費ほか】500円(資料代)

【連絡先】(公財)社会教育協会 042-586-6221

join us!

*イベントの中止・延期の場合がありますので、開催の有無のご確認は、主催者【連絡先】までお問い合わせ下さい。

MIDORI NO KAZE EVENTS 1

「トランプ大統領と「日米同盟」をどう考えるか？」

東京工科大学准教授 神子島 健 2

財政研リポート 第59回学習会

「受益者負担論に蹂躪される社会教育施設

—特に公民館について

発表者：東大和市 後藤 祥夫 9

多摩の社会保障 ③⑩

「2020年の社会保障関係予算について」

元日本福祉大学教授 石川 満 12

タマの風 vol.81

「寅次郎の哀しい背中」

神子島 健 16

1月の活動ほか

20

トランプ大統領と「日米同盟」をどう考えるか？

※2019年11月、多摩市内での市民向け学習会を再構成したものです。

東京工科大学准教授
神子島 健



『琉球新報』ウェブ
「米、沖縄に新型中距離弾道ミサイル配備計画」2019年10月3日より。

1 本日の前提

私は日米安保条約について研究している専門家ではありません。あえてこのテーマでお話をする理由は、平和について考えるには専門家でない視点が重要だからです。

パレスティナ人の思想家、E・サイードは、学者の中での専門分化が進む現代こそ、専門家集団ではない別の視点から考えることが必要だと指摘しています。それを彼は「アマチュアリズム」と呼んでいます（『知識人とは何か』）。

日本社会の現状に関して、恵泉女学園大学の平和学の研究者である上村英明先生は、最近、「日本の市民社会の不在」について問題提起されています。

市民社会とは何かと考えると、一人一人が自分の頭で正しいと思うことを考えて行動し、平等である上での個人の意思決定があり、他者への共感を持つことで成立している社会です。行政独自の活動とも企業社会とも違う

市民のつながりで、自分より苦しい、困っている人を助けていくことが正しい社会のあり方であるとする市民社会が日本には弱いのではないのでしょうか。

タテ社会、コネというのか、「桜を見る会」が典型的であるように権力者が自分を支持してくれる人だけを認める人間関係の中、自立した人のつながりではない考え方が力を持っています。このような中だからこそ、自分と立場の異なる人間への理解をした上で、苦しい人を支えていく社会を作ることが求められています。

これと全く逆のことをしているのが安倍首相やトランプ大統領であり、それが市民社会の弱体化を進めているとも言えます。

今の若い世代の人々はこういう学習会に来ません。それは市民社会の弱体化につながっています。自分と大学で若者と接している限り、彼らは他者への共感はそれなりに持っています。しかしそれを社会的なテーマや課題につなげて考えられないのです。自己責任論的な考え方のシャワーを浴びて育ってきたからです。これは日本社会の教育のあり方としても考えなくてはならないと思います。

2 日米安保とトランプ大統領

本題に入ります。二〇一六年のトランプ大統領の出現により日米の軍事関係はどう変わったか、変わっていないのかを中心にお話していきます。まず日米安全保障条約について触れておきます。

(1) 日米安保条約と

日米安保体制のちがひ

日米安保条約には、旧安保条約と現行の安保条約があり、内容上の変更はありませんが、強い連続性があります。条約本文と条約を運用するための日米地位協定（以前は日米行政協定）に加え、それに直接関連する様々な法律を含めて考える必要があります。

対して、最近あまり使いませんが、日米安保体制ということばがあります。こちらは安全保障に関する国家の支配体制を指します。日米安保に批判的な立場から主に使われることばです。日本の政治の中心は米軍に支えられているとする考え方を政府が採用し、米軍を重視する考え方として捉えることができます。

これだけではピンと来ないかもしれませんが、日米安保体制について一番わかりやすいのは一九五〇年代の立川基地の砂川闘争をめぐる裁判です。

地裁の伊達判決では砂川（現立川市）で抵抗する市民が起訴され、無罪となりました。

その理由で伊達裁判長は、憲法九条により日本政府はそもそも、軍隊を持つことが出来ないだけでなく、アメリカのような他国に軍隊をもつてきてもらうことも違憲であり、違憲の安保条約に基づいた刑事特別法によつた起訴自体が違法で無罪となることを述べています。

判決文では「合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合「中略」わが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり」、米軍が日本を守るために配置されているように見えるが、日本政府が在日米軍をコントロールできないので、戦争に巻き込まれる恐れがあると示しました。

伊達裁判長は、安保条約が憲法九条に反するので違憲であると言いました。しかし日本政府は、日本が安保体制のもとに動い

ていると考えているので違憲と言われて驚き、当時の藤山愛一郎外相と最高裁の田中耕太郎長官はマッカーサー大使に判決の説明とすみやかな判決破棄の意思を伝えました。三権分立の建前から裁判制度的にも非常におかしい事例でした（現在もこの件をめぐる裁判が続いており、『世界』二〇二〇年三月号に吉田敏浩さんが現状の解説を書いていきます）。

私たちは、在日米軍が日本の政治を動かす上で重要であるとする支配体制がつくられていったことをしっかり見ておく必要があります。

(2) アメリカの国益のための日米安保

現行の安保条約は第二条に「締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する」とあります。

すなわち、日本とアメリカは軍事的に協力するだけではなく、経済的にも緊密に連

携・協力することが謳われたわけです。

当時の世界は冷戦下にあり、日本はソ連側ではなく、はつきりアメリカ側の体制に入るといふ約束を意味しました。

冷戦の終わった今でも、日米貿易協定の自動車輸出などで、日本が譲歩したにもかかわらず、安倍首相が「両国のウインウイン」と言った状況につながっています。経済的な問題も日米安保の中に入っていることに着目しておきましょう。

トランプ大統領は、在日米軍の駐留費を五倍出せと主張していますが、大統領選挙出馬当時からアメリカが海外に軍隊を置くことは無駄であり、駐留を希望する国は費用を負担せよと主張していました。米国は「自国の「国益追求」のために米軍を日本においているのであり、国益を犠牲にして「日本を守る」ことなど決してあり得ない、という基本的なことを共有・確認しておく必要があります。

アメリカは、在日米軍基地を自由に使用できることで、アメリカの国益を維持しています。結果的に日本はアメリカの世界戦略の片棒を担いでいることを市民もよく理解しておく必要があります。

六〇年安保改訂時の争点となった内容の

一つに、「事前協議」があります。旧安保条約は、アメリカが日本に軍隊を置き自由に使用することを認めていました。日本の占領状態が終了した後なのに、これではあまりにひどいと、日本側からも協議をできるようにしてほしいという考えに立ってアメリカに改定を要求しました。

この事前協議は、政府間の公的な確認である「岸・ハーター交換公文」の中で具体的な内容が規定されていますが、日本への核兵器配備に関しては米側が事前に協議をすることを意味しました。

(3)核の同盟としての日米安保について

日米安保条約に批判的な多くの学者は、安保条約は究極的に核の同盟であると分析しています。

安保条約や日米地位協定には核兵器について言及した条項はひとつも存在しません。だから核の同盟であるとは感覚的には考えにくいかもしれませんが、冷静に考えるならば、アメリカと軍事的な条約を結んでいる以上、これは当然の帰結なのです。

アメリカは、世界で初めて核兵器の開発に成功し、世界で初めて核兵器を使用した国です。実戦で最初に日本に対して使った

わけです。いざとなればアメリカは核兵器を使用する国であるということを理解したうえで、日本は軍事上の取り決めである条約を結んでいます。その軍事条約で核兵器に触れていないということは、その歯止めを全く入れていないことを意味します。

ということは、米軍はいざとなれば核兵器を使うことになるわけです。これは条文の問題だけではなく、日本政府も当然それを認識しています。

一九五〇年代には横須賀など日本の港に入る際に米軍の艦船が核兵器を搭載していたことは資料上も証言からも明らかになっています。

広島が状況が広く知られ、市民の反核運動が高まってくる中で、日本政府は、アメリカが日本国内で自由に核兵器を動かしていることが反核・反米感情につながることを恐れ、アメリカになんとか考慮してほしいと伝えました。

それが安保改定での「事前協議」につながったのですが、これは核兵器に関する事項すべてについての協議を意味するのではなく、核兵器「持ち込み」(introduction)のみに限定されています。

安保改定交渉の機密討議記録によると「事

「前協議」は、米軍とその装備の日本への配置、米軍機の立ち入り (entry)、及び米国艦船の日本領海や港湾への立ち入り (entry) に関する現行の手続きに影響を与えない」とあります。

このことは、一九八一年、交渉に伴う密約としてライシャワー元大使がこの部分に関して新聞発表をして大変な問題となりました。米軍が核兵器を日本に配備するということは陸上に核ミサイルの部隊を配備することだけであり、核兵器を装備している軍艦等が日本を通過したり基地に立ち寄ることはこれにあたらないとの発表でした。

冷戦下でアメリカの爆撃機や艦船等は当たり前前に核兵器を装備しており、その通過は持ち込みにはあたらない (禁止されていない) わけです。一九六〇年以降も核兵器を装備していた米軍の艦船等は日本の港に来ていたわけです。結局、一九六〇年以降も米軍は核兵器を日本に自由に持ち込めたこととなります。核装備に関して米軍は日本に縛られたくなかったのです。

(4) 沖縄の核兵器

一九六〇年当時、沖縄はアメリカの施政権下にあり、日本国内を避けて、米軍は自

由な核兵器の配置が可能でした。事実、沖縄には核兵器が存在していました。ベトナム戦争の時期である一九六八年ごろの沖縄には一三〇〇発の核兵器が実践配備され、核弾頭が嘉手納弾薬庫にあったことが分かっています。

一九七二年の沖縄の日本返還時に核兵器は撤去されたますが、沖縄返還時の密約では、朝鮮戦争の再発など有事の際には米軍の核兵器の沖縄への持ち込みが認められることとされました (この密約については我部政明『沖縄返還とは何だったのか』NHKブックス、二〇〇〇年が詳しい)。

冷戦期、日本がアメリカと軍事的な関係を持ち、アメリカが自由に日本国内に在日米軍の基地を設けて、米軍を日本に駐留させるということは基本的には核兵器を使うことが前提となっていたことを意味しました。

それは一九七五年の「日米共同新聞発表」ではつきり示されました。当時の三木首相とフォード大統領は、事もあろうに広島への原爆投下の日である八月六日に「米国の核抑止力は日本の安全に対し重要な寄与を行うものであることを認識した。これに関連して大統領は、総理大臣に対し、核兵力

であれ通常兵力であれ日本への武力攻撃があった場合は米国は日本を防衛するという相互協力及び安全保障条約に基づく誓約を引続き守る旨確言した」と宣言しています。

つまり日本への攻撃に対して米軍は核兵器で報復する意思があることを確認したわけですが、これには次のような背景がありました。

NPT条約 (核拡散防止条約) : アメリカ、イギリス、フランス、中国、ソ連の五か国のみが核兵器を所有できる) が一九七〇年に発効します。日本は当初、条約に加入しませんでした。その理由は仮に日本が攻撃されてもアメリカが日本を守るだろうかという疑問と、日本の外務省の中には自前の核武装を考慮していた役人が存在していたことによります。NPTに入ると自前の核武装が出来なくなるのです。

しかし、アメリカは、日本国内の原子力発電所が増加する中で発生する核物質の問題に対応するためにも、日本に対して条約参加を強く求めました。これは核の傘の保証を求める日本と、核の拡散を防止したいアメリカとの取引でした。日本も核武装をする選択肢を持つとうとする考えの人々 (現在もいるでしょう) を抑え込むために、日

米の「核の傘」が強化されていったことになりました。

(5)二〇一六年七月オバマ政権の「核先制不使用」政策の転換への模索

二〇〇九年、核廃絶を目指すプラハ演説に見られるように、オバマ大統領が核廃絶を目指したのは一つの事実です。アメリカはいつでも核兵器を使うとしてきた米軍の「脅し」政策 (Deterrence) 「抑止」とは英語で脅しという意味を含んでいます) に対し、オバマは相手国が核兵器を使う前にアメリカが先に核兵器を使わない、と宣言しようと模索しました。これは、米国の核政策の大転換を意味しました。

そこで、このような考えを同盟国に打診しましたが、最も反対したのは安倍政権、日本政府の外務省でした。このことは秘密保護法の最高機密に指定されたため、日本側には取材が不可能であり、ジャーナリストの太田正克氏は、アメリカ外交筋から取材してこのことをつかみました。

結局、米軍の意向もあってこの話は頓挫しました。ヒラリーさんが勝利していれば事態は変わったかもしれませんが、トラン

プ大統領誕生でこの話は全く無くなりませんでした。

米軍と日本政府の反対と、その後の現在、いつ核兵器が使用されるかわからない状況に來たと言ってもいいかもしれません。

(6) 沖縄へのミサイル配備？

トランプ大統領の方針により、二〇一九年八月に米政府はINF(中距離核戦力)廃棄条約から離脱しました。その直後には早速トマホークを改良したミサイルの実験を行っています。

二〇一九年十月三日の『琉球新報』には「米、沖縄に新型中距離弾道ミサイル配備計画」という驚くべき記事が掲載されました。

同記事には「中距離核戦力(INF)廃棄条約が八月二日に破棄されたことで、条約が製造を禁じていた中距離弾道ミサイルの新型基を、米国が今後二年以内に沖縄はじめ北海道を含む日本本土に大量配備する計画があることが二日までに分かった」とあります。INF条約のもう一方の当事国であるロシアと米国の水面下での交渉の情報から明らかになったのです。

同記事の中では、軍事評論家の前田哲男

さんが、考えられる日本への具体的な影響についてコメントしています。米本土に対するICBMでの攻撃を防ぐためとして、探知し難く、核搭載可能な新型ミサイルを備えた米原潜の日本国内への寄港が増える可能性が一つ。もう一つは、以前から進んでいるイージス・アショアの国内配備にあわせ、そこに中距離弾道ミサイルが配備される可能性。さらには沖縄へも中距離弾道ミサイルの配備等が予想されるということです。

この情報を受けて取材を進めた『沖縄タイムス』は、十月一三日に記事を出しました。米軍は、ミサイル配備の候補地としてアジア・太平洋地域で約二〇か所を検討中で、オーストラリア政府などは否定的な反応を示したものの、「日本政府、拒否反応ない」との米側の見方が紹介されています。「伊江島 ミサイル配備候補」「消去法で沖縄浮上も」と、沖縄が有力候補とされる可能性が出ています。

日本へのミサイル配備はあくまで水面下の情報戦といった段階で、実際に動き出しているわけではありません。しかし沖縄以外のメディアがこういったことをほとんど報道しない中では、反対するための世論を

つくることができませぬ。規定路線として出てきてから反対しても遅いのです。

ミサイル基地は、そこから攻撃することが明白ですから、有事の際には「敵」からの最初の攻撃目標のひとつになります。アメリカを守るための「標的の島」に日本列島がなりかねないのです。

実はそれと同じことがすでに日本国内であり、沖縄県のなかでも発言力の弱い先島（宮古と八重山）、それから鹿児島県の奄美諸島に、自衛隊のミサイル基地がほぼ出来上がりつつあります（『緑の風』二〇一八年一月号の拙稿）。

日本国内における「標的の島」は、自衛隊の南西シフトといわれる動きのなかで起きています。米軍基地に比べると自衛隊基地への反対がしにくい世論が作られてしまっているため、地元の人以外ほとんど知らない間に作られてしまったといえます。

しかしながら南西シフトそのものが、狭義には自衛隊の動きですが、尖閣問題および南沙諸島を中心とする、東アジアにおける日米対中国という構図のもとで作られた動きです。中国と対決するという発想そのものが問題である上に、この南西シフトはその対立構図を現実強化してしまっています。

米国が中距離ミサイルをアジア太平洋地域に配備する動きも、中国を潜在的な軍事競争相手として見ていることによるものです。「有事に備えて何が悪いのだ」というナイーブな声に押されてこうなっているが、そもそも軍備を強化するということが周辺の国に対する不信感を強めるメッセージになりますので、軍備強化でなく、何よりも対話が求められます。

3 これからどうするか？

今よりも日本が遥かに貧しく弱い立場だったはずの六十年の安保改定の時期でも、アメリカは地位協定の制定（行政協定からの改訂）で若干の譲歩をしました。日本のなかで安保反対の世論が盛り上がっていたため、反米世論に敏感なアメリカ政府は妥協したのである。

ドイツは、湾岸戦争の際に、軍隊をNATOの範囲外に出すことは憲法違反と判断しました。これは当時日本政府が自衛隊を出さなかったことを「湾岸ショック」と言っていた、この後なし崩し的に軍事協力を進めていったこととは対照的です。

ドイツは米国にはつきりとモノ申すなかで、国内の自由な米軍機の飛行は国民の安

全に危険なため、事前通告による米軍基地への立ち入り調査を可能にしました。守るべきは住民の安全であり、そのための主張を政府がなすべきなのは当然のことです。私たちは、国民の安全を十分考慮せず、アメリカに対してきちんと主張することが出来ない政府を抱えていることにもっと声をあげないといけません。

戦争を起こすと市民生活は完全に破壊されます。これは仮に一方的な「勝ち戦」であつたとしても、相手の国の一般市民の生活を破壊する点で同じことです。日本は過去の戦争の歴史を踏まえたうえで、周辺諸国と二度と戦争をしないという信頼関係をつくる以外に方法はありません。これなしには憲法九条の戦争放棄の精神も活かできません。

とりわけ国交がない朝鮮民主主義人民共和国とは対話を重ね徐々に国交を結んでいくことが必要です。韓国の文在寅大統領は戦争を絶対避けるために南北対話を行っています。他方、日本の安倍首相は朝鮮からミサイルが飛んでくるかもしれないと「アラート」などで国民に危機感をあおりました。

最後に、韓国との関係悪化のきつかけとなった徴用工問題に触れておきます。この

問題は、中国との間でも強制労働問題という形で、かなり似た裁判がありました。日本の裁判では韓国の場合と同じく賠償はできないとされたのですが、二〇一六年に加害企業であった三菱マテリアルが裁判と別に被害者と和解し、謝罪も行いました。

韓国の被害者とも和解すれば関係が改善することは明らかですが、和解が進まない背景には、日本政府が当事者企業に圧力をかけている可能性があります。巨大な市場を持つ中国には企業活動で支障が出ると困るが、過去に植民地支配をした朝鮮に対しては絶対に謝罪をしたくないということなのか、そこははつきりしません。

日韓関係はかなり悪化していますが、打開するための事例はすでにあるということでは知っておいていいと思います。

4 まとめ

二〇一六年のトランプ大統領誕生から、日米の軍事関係はどうなったのかという点をまとめてみましょう。基本路線としての日米安保体制は変わっていません。安保路線べったりの安倍政権の長期化で、日本国内における反対の声が出にくくなっており、日米安保体制が強化されている、と

も言えましょう。

既に世界一のレベルで米軍駐留費を出している日本に、五倍の金額を出せというトランプ大統領の要求を跳ね返す見通しは良い状況ではありません。というのは、日米の貿易協定でのやりとは、実質上負けた安倍首相が国内向けの説明を取り繕っている状況が明らかでしたが、マスメディアはそれを追及し切れなかったからです。

「核の同盟」としての日米安保体制を考えると、オバマ大統領の時期に改善の可能性が見えたにもかかわらず、安倍政権はそれをつぶしました。そしてトランプ政権の誕生、今後は中距離弾道ミサイルの日本への配備が模索される動きが着実に出ています。

核廃絶を強く望む日本の市民がこのことに無知でいいはずはありません。市民が周辺諸国とのつながりを強め、軍事的な動きを強化させないための世論を作っていくことが求められます。これは多摩研が求める市民像とも違わないものはずです。

◆『緑の風』で直接関連した記事としては以下があります。

「非核三原則と核密約 近代日本の歴史から考える憲法の平和主義 第8回」(vol.204)
 「日米軍事同盟の強化と、『琉球弧の軍事化』の危機」(vol.222)

◆主要参考文献

太田昌克『偽装の被爆国 核を捨てられない日本』(岩波書店、2017年)
 山本章子『日米地位協定 在日米軍と「同盟」の70年』(中公新書、2019年)
 我部政明『沖縄返還とは何だったのか』(NHKブックス、2000年)
 波多野澄雄『歴史としての日米安保条約』(岩波書店、2010年)
 内田雅敏「和解の新たな可能性を切り拓く：三菱マテリアル中国人強制労働事件和解」『世界』(岩波書店、2016年7月号)